社援発 0330 第 6 号 平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」の一部改正について

社会福祉法人が身体障害者福祉ホームの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の要件緩和については、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

新 障 第 6 6 9 号 障 第 6 6 9 号 社援第2028号 社援第2028号 平成12年9月8日 平成12年9月8日 都道府県知事 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

厚生省社会・援護局長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

厚生省社会・援護局長

国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が 福祉ホームを設置する場合の要件緩和について(通知)

中核市市長

従来、福祉ホームについては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域(以下「都市部等 地域」という。)に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置する ことを認めてきたところです。

福祉ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、福祉ホームの設置に必 要な土地及び建物のいずれについても、福祉ホームの設置者が所有権を有しているか、又は 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望まし いと考えられます。

その一方で、障害者の地域における生活を推進していくためには、就労や日中の活動の場 の確保とともに、地域での生活の場を確保していくことが重要となり、福祉ホームは、この一の場の確保とともに、地域での生活の場を確保していくことが重要となり、身体障害者福祉 ような点で非常に重要な役割を果たすものと考えられます。

このため、今般、従来の取扱いを改めることとし、福祉ホームの設置については、下記の とおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的助言として発出するものです。

国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が 身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について(通知)

従来、身体障害者福祉ホームについては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域(以下 「都市部等地域」という。)に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受け て設置することを認めてきたところです。

身体障害者福祉ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、身体障害者 福祉ホームの設置に必要な土地及び建物のいずれについても、身体障害者福祉ホームの設置 者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受け ていることが原則であって望ましいと考えられます。

その一方で、身体障害者の地域における生活を推進していくためには、就労や日中の活動 ホームは、このような点で非常に重要な役割を果たすものと考えられます。

このため、今般、従来の取扱いを改めることとし、身体障害者福祉ホームの設置について は、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において身体障害者福祉ホーム の設置認可を行う際に適切な御配意をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的助言として発出するものです。

IE
======================================

1 要件緩和の内容

福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、<u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス(療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)又は身体障害者社会参加支援施設</u>を経営している既設の社会福祉法人(以下「法人」という。)に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。

なお、<u>福祉ホーム</u>を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとすること。

また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄付金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

2 (略)

1 要件緩和の内容

身体障害者福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共 団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、<u>身</u> 体障害者福祉更生援護施設を経営している既設の社会福祉法人(以下「法人」という。)に 限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。

なお、<u>身体障害者福祉ホーム</u>を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設 定し、かつ、これを登記するものとすること。

また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、 無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄付金等により当該賃 借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

2 (略)